

国民年金 だより

お知らせ 学生には「学生納付特 例制度」があります

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務付けられています。が、学生については、一般的に収入が少ないと考えられることから、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

「学生納付特例制度」とは、在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納付することができ、承認を受けた期間は未納の取り扱いはなりませんので、万が一のときにも安心です。

《対象者》
大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専

修学校等※1に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が180万円以下※2の方（平成18年度の所得基準）
※1：夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。
※2：扶養親族等がある場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

《承認期間》
平成19年4月～平成20年3月
《承認を受けた期間は…》
障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間に算入されません。

老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）にも算入されませんが、金額には反映されませんが、10年以内であればさかのぼって納付（追納）できますので、将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、卒業したら追納するようにしましょう。

※承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

《申請手続き》

お住まいの市町村役場・国民年金担当窓口にてお早めに申請してください。

申請は毎年度必要です。（前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です。）申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

○申請に必要なもの：年金手帳、学生証の写し又は在学証明書、印鑑（本人署名の場合）など
※学生以外の方には、「若年者納付猶予制度」や「申請免除制度」があります。詳しくはお近くの社会保険事務所までご相談ください。

お知らせ 便利でおトクな「前納制度」をご利用ください

平成19年度の保険料は、4月から一カ月14,100円となります。一定期間分の国民年金保険料をまとめて納付する「前納制度」をご利用いただくと、割引があり大変お得です。
4月から一年分もしくは半

年分の前納を希望される方は、4月に社会保険庁から送付される「国民年金保険料納付案内書」に添付された前納用納付書で、5月1日（火）までにお近くの金融機関又はコンビニエンスストア等で納付してください。

月々の納付も口座振替の「早割」なら月額50円おトクです。
詳しくは、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

《平成19年度保険料額》

	定額保険料	現金前納金額
1年分	169,200円 (14,100円×12カ月)	166,200円 (3,000円おトク!)
6カ月分	84,600円 (14,100円×6カ月)	83,910円 (690円おトク!)

※希望する月から平成20年3月分までの保険料を前納することもできます。

問い合わせ
高知西社会保険事務所
☎ 875-1717

お知らせ 「こうち被害者支援センター」開設

今月、民間被害者支援団体「こうち被害者支援センター」が誕生します。

- 犯罪の被害者やその家族、遺族の方に対し民間のボランティア支援員が次のような支援サービスを行います。
- 電話相談・面接相談
- 付き添いなどの直接支援
- 自主グループへの援助
- 広報・啓発活動
- 支援員の育成と養成講座

○ 関係機関との連携による支援
こうち被害者支援センターは、NPO法人格を指す「非営利団体」であり、県民の皆様方からの幅広い会費・寄付金等により運営します。

現在、「こうち被害者支援センター」設立準備会では、会員・寄付金を募集しております。支援センターの活動に住民の皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

問い合わせ
「こうち被害者支援センター」設立準備会事務局
(高知県警察本部被害者対策室) ☎ 826-0110